シンポジウム②：障害者の政治参加

企画趣旨

金子匡良（法政大学）

　今大会のシンポジウム②では、障害者の政治参加を取り上げる。ここでいう「政治参加」は、狭義には公職選挙における投票や立候補、およびそれに付随する選挙運動を意味するが、広義には政治的意見の表明、政治に関わる情報の収集・発信、政治集会や集団行動への参加等、幅広い活動が含まれうる。両者は明確に区別できるものではなく、重なり合う部分も多いが、本シンポジウムでは主に狭義の意味の政治参加を対象にし、障害者がそこに参加することに伴う障壁の問題性について論じる。その意味で、本シンポジウムのテーマは障害者の参政権ということもできる。

　近代的な人権概念の黎明期には、参政権は特定の者に与えられたいわば「特権」であり、それゆえその享受における区別の存在は自明のことと考えられていた。しかし、財産、人種、性別等を理由として参政権に課されていた種々の制限は、時代とともに自明性を否定され、それらを理由とする参政権の制限は、不当な権利侵害であると認識されるようになっていった。そして現在では、参政権に制限を課すことができる一般的な事由は、国籍や年齢などごく一部のものを残すのみとなったが、しかし明示的に問題性が語られることなく厳然と存在しているのが、障害を理由とする参政権制限なのである。

　法の下の平等は、「選挙権に関しては、国民はすべての政治的価値において平等であるべきであるとする徹底した平等化を志向するもの」であり（衆議院議員定数違憲訴訟最高裁判決（最判S51・4・14））、それゆえ選挙権を制限するためには、「そのような制限をすることなしには選挙の公正を確保しつつ選挙権の行使を認めることが事実上不能ないし著しく困難であると認められる」ような「やむをえない事由」が存在しなければならない（在外国民選挙権訴訟最高裁判決（最判H17・9・14））とされているにもかかわらず、なぜ選挙権を含む障害者の参政権は、かくも長きにわたって、かくも広範な制限にさらされているのか。その根源を突き詰めるとともに、日本における障害者の参政権制限を国際的な比較も含めて検討するというのが、本シンポジウムの趣旨である。

　第一報告の井上報告では、日本国憲法や障害者権利条約における参政権の位置づけを確認した上で、公職選挙法が障害者の参政権行使を阻んでいる要因について検討し、その根源が同法の内包する「愚民観」にあることを指摘する。その上で、障害者を自律した参政権の主体とするための選挙制度のあり方や主権者教育の強化の方途を探る。

　第二報告の小林報告は、国際人権規約から障害者権利条約へと次第に障害者の参政権保障が拡大し実効化されていった足跡を辿り、欧州人権裁判所の判例でも同様の傾向が見られることを紹介しつつ、ヨーロッパ各国においてさえ障害者の参政権が広く制限されている現状を指摘する。また、アジアに目を向けると、韓国では障害者の政治参加を促進する制度的改革が模索される一方、中国やタイでは障害者の参政権に多くの障壁が残っていることが摘示される。

　障害者の政治参加に伴う障壁、とりわけ参政権制限を考えるにあたっては、①近代民主主義が暗黙の前提としてきた「個人」像の問題性、②現行の選挙制度が障害者に課している権利制限の違法性・不当性、③障害者の参政権を実効的に保障するための合理的配慮や制度改革の必要性等の検討が不可欠である。本シンポジウムで提示された2つの報告は、これらを検討する基本的な視座を与えてくれるものであり、この報告を土台として、研究大会の参加者間で闊達かつ実り多い議論が交わされることを期待する。